**委任状**

（宛先）

　秦野市長

 私は（住所） （氏名）

|  |
| --- |
| 代 理 人使 用 印 |
|  |

を代理人と定め、下記の事項を委任します。

委任事項（件名）

 １ 年度

の入札等に関する一切の権限

上記事項について委任します。

 年 月 日

 委任者

 住　　　　所

　　商号又は名称

氏　　　　名 印

 この委任状は一例ですので、適宜作成してください。

①宛先（秦野市長 様）、②受任者の記名押印、③委任者の記名押印、④日付、⑤委任事項 の５点は必須事項です。

入札及び随意契約の注意事項について

１ 入札書及び見 入札又は随意契約（以下「入札等」という。）では、入札書又は見積書（以下「入

 積書記載金額 札書等」という。）に記載された金額にその金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（その金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を契約金額とするので、入札等に参加する者は、消費税及び地方消費税について、その課税事業者か免税事業者かを問わず、契約希望金額の１１０分の

１００に相当する金額を入札書等に記載すること。ただし、その入札等に付する物

件等（工事又は委託を含む）が消費税法の定める非課税取引に該当する場合は、入

札書等の記載金額をもって契約金額とします。

２ 入札等の方法等 (1) 入札の回数は原則として１回とします。ただし、開札の結果、予定価格の範囲

 内の価格での入札者がないときは、引き続き１回の再度入札を行います。再度入

 札によっても、落札者がないときは、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第

 ６号の規定により随意契約に移行（以下「不落随契」という。）することがあり

 ます。

 (2) 提出した入札書等の書き換え、引き換え又は撤回をすることはできません。

 (3) 契約することができる同価の入札等をした者が２者以上あるときは、地方自治

 法施行令第１６７条の９の規定により、直ちに、その入札者等にくじを引かせて

 契約者を決定します。

３ 落札者及び 予定価格の範囲内の価格（最低制限価格を設けた場合は、予定価格の範囲以内の

 契約業者の決定 価格で最低制限価格以上の価格）をもって申し込みをした者のうち、最低の価格を

 もって申し込みをした者。

 なお、最低制限価格を設けていない入札の場合は、地方自治法第２３４条第３項

 及び同法施行令第１６７条の１０第１項の規定により最低価格の申し込み者を契

 約者としない場合があります。

４ 入札所等の規律 (1) 参観等を認める公開入札の場合を除き、入札者等でなければ入札等の執行場所

 に立ち入ることはできません。

 (2) 入札者等のうちその入札等について妨害又は不正の行為があると認められる

 者を排除し、入札所外に退去させることがあります。

５ 入札等の無効 次の各号のいずれかに該当する入札等は無効とし、その後の再度の入札又は第

 ２項第１号に掲げる不落随契に参加することができません。

(1) 参加資格のない者がした入札等。

(2) 委任状を提出しない代理人がした入札等。

(3) 記名押印のない場合及び入札事項を表示しない入札等。

(4) 誤字脱字、金額訂正等により意思表示が不明確な入札等。

(5) 同一事項に対して２通以上の入札等をしたとき。

(6) 他人の入札を兼ね又は２人以上の代理をしたとき。

(7) 入札等に関し不正の行為があったとき。

(8) 再度入札において、直前の最低入札価格以上の価格でした入札等。

 (9) その他秦野市契約規則又は市長の定める条件に違反したとき。

６ 入札等の失格 次の各号のいずれかに該当する入札等は失格とし、その後の再度の入札又は第

 ２項又は第２項第１号に掲げる不落随契に参加することができません。

 (1) 最低制限価格を設けた入札の場合、最低制限価格より低い価格の入札をした者。

 (2) 定刻までに参集のない場合。

７ 入札等の辞退 (1) 指名を受けた者は、入札時まで、いつでも入札を辞退することができます。

 (2) 指名を受けた者が入札を辞退するときは、次の各号に掲げるところにより行う

 ものとします。

 ア 入札前にあっては、その旨の書面を契約担当者等に直接持参するか郵送する

 ものとする。

 イ 入札中にあっては、その旨を入札書に記載し提出するものとします。

 (3) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱い

 を受けることはありません。

８ そ の 他 代理人が参加する場合は、その入札に関する権限を委任することを明記し、委任者

 及び受任者の記名押印のある委任状（様式自由）が必要です。